

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	県税賦課徴収事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富山県は、県税賦課徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

富山県知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[令和6年10月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

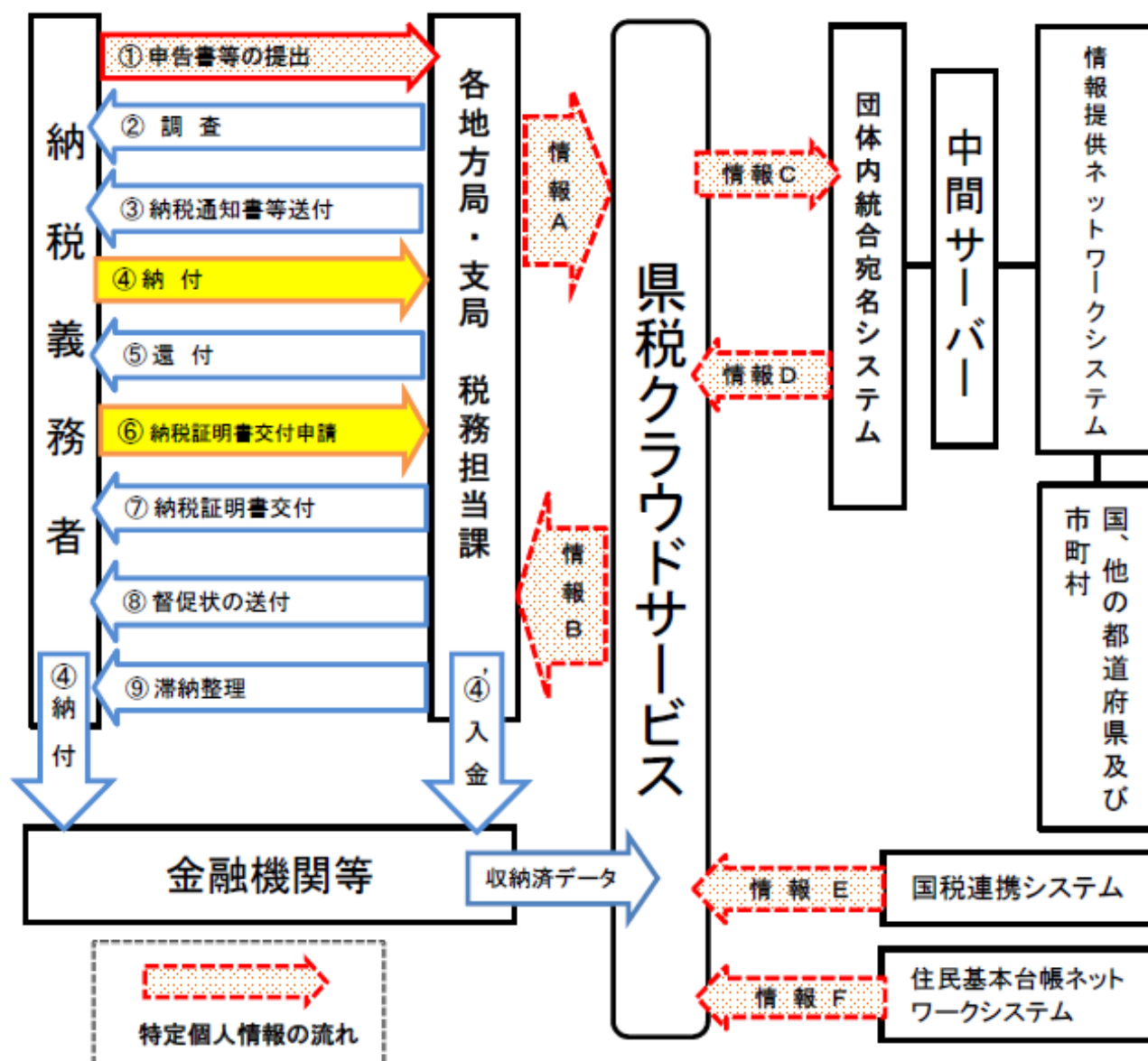
I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	県税賦課徴収事務
②事務の内容 ※	地方税法その他の地方税に関する法律及び富山県税条例等関係法令による地方税の賦課徴収事務 1 課税事務 : 納税者からの申告及び届出等又は調査による情報等に基づき課税対象及び税額を決定 2 収納事務 : 収納消込や還付・充当処理、納税証明書等を発行 3 債権管理 : 督促状等の発行、滞納整理等の債権管理業務 特定個人情報ファイルについては、以下の事務に使用 1 賦課事務(課税事務) ① 納税者から提出される申告書等を受け付け、確認 ② 所得税関係情報や固定資産課税情報等の提供を受け、課税客体を把握 ③ 必要に応じ、本人確認や減免等の確認のため、住民基本台帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステムに対し情報照会 ④ 課税した内容について、納税者に納税通知書を送付 ⑤ 納税者情報を確認して、減免決定等を行い、減免通知書等を送付 ⑥ 免税軽油使用者証交付申請書等を受け付け、免税軽油使用者証等を交付 2 徴収事務(収納事務、債権管理) ① 納税額が課税額より多い場合は、超過額を還付のうえ納税者に還付通知書を送付 ② 納税者からの納税証明書交付申請書を受け付け、確認 ③ 滞納整理のための債権管理 ④ 納税者の意思表示があった場合に限り、公金受取口座登録システムより口座情報を照会 (* 詳細は「(別添1)事務内容」を参照)
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	税務電算システム(県税クラウドサービス)
②システムの機能	・ 課税管理 : 申告書や関係書類の調査情報等に基づき課税対象及び税額を決定 ・ 収納管理 : 収納消込や還付・充当処理、納税証明書や督促状等を発行 ・ 債権管理 : 滞納整理等の債権管理業務 ・ 宛名管理 : 納税者情報の登録・更新
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	・ 宛名番号付番機能 既存システムからの要求に基づく団体内統合宛名番号の付番及び既存システムへの返却機能 ・ 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐づけて保存し管理する機能。中間サーバへの符号取得要求機能 ・ 情報照会要求機能 既存システムから情報照会の要求依頼を受け取り、中間サーバに対して、情報照会の要求依頼する機能。 ・ 特定個人情報登録機能 既存システムから特定個人情報登録を受け取り、中間サーバに対して、特定個人情報登録を要求する機能。

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ 中間サーバ ）
システム3	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	中間サーバは、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現 ・ 符号管理機能 情報保有機関内で個人を特定するために利用する団体内統合宛名番号と、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である符号とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 ・ 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の情報照会及び情報提供受領を行う機能 ・ 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う機能 ・ 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ・ 情報提供等記録管理機能 特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 ・ 情報提供データベース管理機能 特定個人情報を副本として、保持・管理する機能 ・ データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 ・ セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する機能。 ・ 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 ・ システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ ）
システム4	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム都道府県サーバ

[illegible]

システム6	
①システムの名称	公金受取口座登録システム
②システムの機能	・公金受取口座登録制度に基づき、納税者が事前に登録した口座情報をもとに還付手続き等を行うため使用する。 ・納税者本人の意思表示がある場合に限り、情報提供ネットワークシステムを経由し、口座情報を取得する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他（ ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
県税クラウドサービスデータベースファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	公平で適正な課税、効率的な徴収、滞納整理に取り組むため。 ・ 納税者の特定や情報の突合 ・ 減免事務に必要な情報等を情報提供ネットワークシステムに照会
②実現が期待されるメリット	公平で適正な課税、効率的な徴収、滞納整理及び県民の利便性の向上 ・ 納税者の特定、情報の突合の正確性の向上により、県税の公平・公正な課税につながる。 ・ 減免申請の際に必要な障害者手帳、生活保護受給情報、所得証明書等の添付書類の削減が図られ、納税者の利便性が向上
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・ 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号法」という。） 第9条第1項 別表の24の項 ・ 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・ 番号法第9条第2項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	☐ 実施する ☐ <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・ 番号法第19条第8項 別表24、及び133の項 ・ 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表第49項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	経営管理部税務課
②所属長の役職名	課長
8. 他の評価実施機関	



(備考)

【一般的な事務の流れ】

- ①納税義務者から個人番号を含む申告書等の提出を受け付ける。
- ②必要に応じて申告書等の内容を調査する。
- ③納税義務者に納税通知書等を送付する。
- ④納税義務者が金融機関、コンビニ、各地方局、支局の窓口及びクレジット、マルチペイメントネットワーク、スマートフォンで納付する。
- ⑤納税額が課税額より多い場合は、超過額を還付する。
- ⑥⑦納税者から納税証明書の交付申請があった場合は、納税証明書を交付する。
- ⑧納税義務者からの納付がない場合は、督促状を送付し督促を行う。
- ⑨納税者義務者からの納付がない場合、催告書による催告や差押え等の滞納整理を行う。

【情報の流れ】

- 情報AB: 個人番号、宛名及び県税の賦課徴収に係る情報を入力又は出力する。
情報C: 宛名情報等を利用し、他機関の情報を団体内統合宛名システムへ照会する。
情報D: 情報提供ネットワークシステムから提供された情報を県税クラウドサービスへ提供する。
情報E: 個人事業税等の情報を県税クラウドサービスへ提供する。
情報F: 個人番号及び住基4情報を提供する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
県税クラウドサービスデータベースファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税者及び課税調査対象者
その必要性	公平で適正な課税、効率的な徴収、滞納整理に取り組むため、必要な範囲で情報を保有
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 (免税軽油関係情報)
その妥当性	・ 個人番号、その他識別情報及び4情報 : 納税者を正確に特定するため。 ・ 連絡先 : 納税通知書等の送付や本人の連絡先を確認するため。 ・ 国税関係情報 : 課税調査対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うため。 ・ 地方税、障害者福祉、生活保護・社会福祉関係情報 : 税の減免等の決定を行うため。 ・ 免税軽油関係情報 : 軽油引取税に係る免税証等を交付する事務を行うため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和7年9月16日
⑥事務担当部署	富山県経営管理部税務課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (障害福祉課、厚生企画課、健康課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、デジタル庁) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村、他の都道府県) ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()

②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、 地方税ポータルセンタ(eLTAX)→LGWAN→国税連携システム(eLTAX))
③入手の時期・頻度		<定期的に入手するもの> ・ 個人事業税(国税連携データ) 年間を通して受信 毎日 ・ 自動車税 申告を受け付けた度 毎日 <個別的に対応する事務に際して入手するもの> ・ 免税軽油に関する事務 申請を受け付けた都度 ・ 不動産取得税 登記簿調査等を実施した都度 ・ 税の減免、還付に関する事務 申請を受け付けた都度
④入手に係る妥当性		・ 個人事業税を課税するため、国税庁からeLTAX(地方税ポータルシステム)を経由して、電子データにより国税連携データを入手 ・ 不動産取得税については、正確な課税のため、登記簿の調査が必要であり、法務局から入手した情報に基づき、住民基本台帳ネットワークから情報を入手 ・ 税の申告・届出や免税軽油の申請については、本人からの提出を原則としており、これを受け付け必要な情報を入手 ・ 税の減免の申請については、本人から申請を受け付けるが、納税者の負担を軽減するため、情報提供ネットワークを通じ、必要な情報を入手 ・ 公金受取口座を用いた還付については、本人の意思表示を前提とし、これがあつた場合に限り情報提供ネットワークサービスを通じて口座情報を入手する。
⑤本人への明示		・ 地方税法その他の地方税に関する法律及び富山県税条例等に、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されることにより、個人番号を入手することが明示される。 ・ 情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは、番号法にて明示されている。
⑥使用目的 ※		公平で適正な課税、効率的な徴収、滞納整理に取り組むため。
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	富山県経営管理部税務課及び総合県税事務所
	使用者数	<選択肢> ☐ 100人以上500人未満 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		1 課税管理に関する事務 申告及び届出等による情報から課税管理業務を行う。 2 収納管理に関する事務 収納及び課税等の情報から収納管理業務を行う。 3 債権管理に関する事務 滞納者情報から債権管理業務を行う。 4 宛名管理に関する事務 納税者の宛名情報の特定や突合を行い、宛名管理業務を行う。
	情報の突合 ※	・ 申告書等の基本4情報と本システム又は住民基本台帳システムの基本4情報を突合して、真正性を確認(上記1、4) ・ 県税の減免決定等を行うため、地方税関係情報、障害者関係情報及び生活保護関係情報と申請情報を突合(上記1) ・ 納税者の確認、滞納者情報の管理や滞納者の調査のため、本システムにおける情報と国や市町村から入手した情報とを突合(上記1～3に係る4)

	情報の統計分析 ※	税の賦課徴収に関する概要としての統計や分析は行いが、特定個人情報を用いて特定の個人を判別しうような情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	・ 地方税関係情報による税の軽減 ・ 障害者に対する税の減免決定 ・ 生活保護者に対する税の減免決定
⑨使用開始日		令和7年9月16日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		☐ 委託する (7) 件 ＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1		県税クラウドサービス維持管理業務
①委託内容		公平で適正な課税、効率的な徴収、滞納整理に取り組むために必要な県税クラウドサービスを、維持管理するために委託するもの。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	県税に係る納税者及び課税調査対象者
	その妥当性	公平で適正な課税、効率的な徴収、滞納整理を目的として必要な範囲の特定個人情報を保有している県税クラウドサービスの維持管理を行うため、県税に係る納税者及び課税調査対象者の情報を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN))
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際に、県報へ掲載し公表
⑥委託先名		株式会社NTTデータ
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	契約書において、再委託を禁止している。ただし必要がある場合は、あらかじめ書面による承認を必要としている。その場合、再委託先にも委託先に準じたセキュリティに関する措置を講ずることを必要としている。 なお、承認にあたっては、再委託先の秘密の保持に関し講ずる措置に関する方針及び内容について確認している。
	⑨再委託事項	県税クラウドサービスの運用維持管理業務の一部

委託事項2～5		
委託事項2		自動車税申告書照合補助等業務
①委託内容		・ 自動車税申告書と自動車検査証との照合事務補助 ・ 自動車税申告書の税額確認及び照合事務補助 ・ 自動車税申告書の証紙代金収納計器による表示の印影確認事務補助 ・ 自動車税申告書の整理及び集計事務補助
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	自動車税に係る納税者
	その妥当性	自動車税申告書の審査業務は、複雑化している税制度をふまえた来所者への説明や、リアルタイムでの税額の決定等、税法等に関する専門的な知識が必要とされるが、そのような人材を育成・確保している団体に委託し、効率的で安定した業務を遂行する必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (税務電算システム)
⑤委託先名の確認方法		富山県情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認できる。
⑥委託先名		一般社団法人富山県自動車会議所
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項3		税務電算処理データ入力業務	
①委託内容		税務事務の電算処理に係るデータ等の入力業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	個人事業税、軽油引取税、不動産取得税および自動車税の納税者の一部	
	その妥当性	紙媒体の税申告書等を税務電算システムの処理に必要なデータとしてに入力するにあたり、実績のある民間事業者に委託することでデータの効率的かつ正確な入力を行う必要がある。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		富山県情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認できる。	
⑥委託先名		株式会社インテック	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項4		不動産の価格等の通知に関する帳票の作成業務	
①委託内容		市町村の固定資産税課税情報磁気テープから不動産の価格等に関する帳票を作成する業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	不動産取得税の納税者の一部	
	その妥当性	各市町村の固定資産税課税情報磁気テープを管理している業者に委託し、効率性及びセキュリティを確保する。	

委託事項11～15	
委託事項16～20	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている (2) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	他の都道府県
①法令上の根拠	番号法第19条第9号
②提供先における用途	個人事業税の賦課及び徴収
③提供する情報	本県で賦課しない者に係る所得税確定申告書等(国税連携データ)
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	都道府県に事務所、事業所を有する個人が行う事業のうち、地方税法に定められている事業(法定業種)の課税調査対象者(他の都道府県に課税権があるもの)
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☐] その他 (国税連携システム(eLTAX)→LGWAN→地方税ポータルセンタ(eLTAX)→ LGWAN)
⑦時期・頻度	該当するデータがあった場合に随時
提供先2～5	
提供先2	他自治体の長(都道府県及び市区町村)
①法令上の根拠	地方税法附則第7条第5項及び第12項
②提供先における用途	寄附金税額控除に係る申告特例通知書:個人住民税の賦課決定に利用するため。
③提供する情報	寄附金税額控除に係る申告特例通知書:寄附金額及び住所、氏名等
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	寄附金税額控除に係る申告特例通知書:寄附金税額控除に係る申告の特例の対象となる寄附をした者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☐] その他 (LGWAN)
⑦時期・頻度	寄附金税額控除に係る申告特例通知書:1月
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	<富山県における措置> ・ 調定データが完納になっても、更正決定等に対応するため過去のデータを保管する必要があり、上記の期間保管している。ただし、未納の調定データについては上記の期間にかかわらず保管する必要がある。 <国税連携システム(eLTAX)における措置> ・ 国税連携データについては、受信サーバが国税連携データの受信を行うことを目的とした最低限のスペックの製品であり、データ保管期間は、最大でも2年間としたハードウェア構成としているため、保管期間を2年間としている。
③消去方法		<富山県における措置> ・ 保管期間を過ぎたデータについては、システムで検索し、対象データを手動で削除する。申請書等の紙媒体については、外部業者による溶解処理を行う。 <国税連携システム(eLTAX)における措置> ・ 国税連携データについては、操作手引書(国税連携クライアント端末)で定められた手順により消去。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・ 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

別添資料のとおり

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
税務電算システムデータベースファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	＜富山県における措置＞ ・ 地方税法に基づいて提出される申告書は、納税者本人又は本人代理人が記載して提出するものであり、当該申告書においては、当該納税者の情報しか入手することができない。また、本人が書面を提出する際に、本人が本人以外の情報を誤って記載することがないようにチェックを行う。 ・ 国税庁からの入手については、地方税の適正な課税を行うため、地方税法第72条の59第1項及び番号法第19条第9号等に基づき、政府より必要な情報の提供を受ける旨の規定がなされており、法令で定める場合以外の入手を行わない。 ・ 市町村からの入手については、地方税の適正な課税を行うため、地方税法の規定に基づき、市町村より必要な情報の提供を受ける旨の規定がされており、法令で定める場合以外の入手は行われない。 ＜国税連携システム(eLTAX)における措置＞ ・ 国税連携システムでは、地方税ポータルシステムを通じて国税庁としか繋がっておらず、国税庁から送信される情報しか入手は行われない。また、他都道府県に課税権があることが判明した場合は、速やかに他都道府県に回送する。 ＜住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置＞ ・ 地方公共団体情報システム機構からの入手については、番号法第14条第2項において、「個人番号利用事務を処理するために必要があるときは…機構に対し機構保存本人確認情報の提供を求めることができる」と規定されており、事務処理に必要な者以外の情報は入手できない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	＜富山県における措置＞ ・ 納税者等が地方税法の規定に基づき、申告書等を提出する場合、法令等により手続に必要な事項を規定した様式を示すことで、不必要な情報の入手の防止に努める。 ・ 国税庁からは、必要な情報しか提供されない。 ・ 市町村からは、必要な情報しか提供されない。 ＜国税連携システム(eLTAX)における措置＞ ・ 国税連携システムでは、法令等により定められた様式で受領することから、必要な情報以外を入手することを防止している。 ＜住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置＞ ・ 地方公共団体情報システム機構からは、決められた必要な情報しか提供を受け付けないようにシステムで制御している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜富山県における措置＞ ・ 納税者等が地方税法の規定に基づき、個人番号付きの申告書等を提出する際には、法令等において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、納税者本人又は本人代理人は、個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出することとなる。 ・ 特定個人情報の入手元である国税庁、市町村は使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供をする。 ＜国税連携システム(eLTAX)における措置＞ ・ 国税連携データ受信サーバには、決められた必要な情報しか提供を受け付けないようにシステムで制御している。 ＜住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置＞ ・ 特定個人情報の入手元である地方公共団体情報システム機構は使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供をする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3： 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<富山県における措置> - 本人から個人番号の提供を求める場合は、番号法第16条(本人確認の措置)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)(以下「番号法政令」という。)第12条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(以下「番号法施行規則」という。)第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等の書類で確認するなどの方法により行う。 - 本人代理人から個人番号の提供を求める場合は、番号法第16条、番号法政令第12条第2項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、本人代理人の個人番号カード、通知カード、運転免許証又は旅券等による確認のほか、本人代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則第9条第2項等の規定に基づき、税理代理権限証書と税理士名簿に記録されている事項等を確認するなどの方法により行う。 - 国税庁、市町村からの入手については、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。(提供を行う者自身の本人確認は上記と同様である。) <国税連携システム(eLTAX)における措置> - 国税連携システムからの入手については、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。 <住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置> - 地方公共団体情報システム機構からの入手については、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。(提供を行う者自身の本人確認は上記と同様である。)
個人番号の真正性確認の措置の内容	<富山県における措置> - 本人から個人番号の提供を求める場合は、番号法第16条、番号法政令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等の書類で確認するなどの方法により行う。 - 本人代理人から個人番号の提供を求める場合は、番号法第16条、番号法政令第12条第2項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、本人代理人の個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、本人代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則第9条第2項等の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記録されている事項等を確認するなどの方法により行う。 - 国税庁、市町村からの入手については、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。(提供を行う者自身の本人確認は上記と同様である。) <国税連携システム(eLTAX)における措置> - 国税連携システムからの入手については、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。 <住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置> - 地方公共団体情報システム機構からの入手については、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。(提供を行う者自身の本人確認は上記と同様である。)
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<富山県における措置> - 本人又は本人代理人が、地方税法等に基づいて当県に提出する申告書等については、提出されたものをそのまま原本として保管する。 - 税務電算システムでは、申告書等情報や納税の実績等を入力することにより、地方税債権などを一元的に管理するとともに、税務調査に活用している。 - なお、納税者の申告内容を帳簿等で確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行っている。 - 税務電算システムにおけるシステム入力時の入力項目の整合性や入力漏れのチェック機能、システム入力後のブルーリスト(入力確認リスト)の出力機能等により、入力内容を申告書等と突合、ダブルチェックするなど、情報の正確性の保持に努めている。 - 国税庁、市町村から入手する特定個人情報の正確性の確保については、入手元に委ねられる。 <国税連携システム(eLTAX)における措置> - 国税連携システムで入手する所得税申告書等については、国税庁が申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応をし、修正された情報が国税庁から送信されてくる。 <住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置> - 地方公共団体情報システム機構から入手する特定個人情報の正確性の確保については、入手元に委ねられる。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4： 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<富山県における措置> ・ 本人又は本人代理人が県税事務所等に来所する場合は、窓口で対面にて收受する。 ・ 郵送の場合は、必ず郵便又は信書便を利用し、記載事項や添付書類に漏れないよう、十分に確認の上、県税事務所に送付する旨を、本県ホームページ等にて案内する。 ・ 特定個人情報の入手元である国税庁、市町村から書面等で入手する場合は、施錠できるケースに入れるなど、運搬の際は、紛失しないよう細心の注意を払う。 <国税連携システム(eLTAX)における措置> ・ 特定個人情報の入手元である国税庁からの入手は、国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは専用線、地方税ポータルセンタ(eLTAX)からはLGWANを通じて、国税連携システムを利用して入手している。 <住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置> ・ 特定個人情報の入手元である地方公共団体情報システム機構からの入手は、専用線を用いて行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	・ 統合宛名システムにおいては、事務に関係のない情報にアクセスできないようユーザごとにアクセス権を設定し、アクセス制御を行う。 ・ 統合宛名システムは税務電算システムとは直接接続しない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・ 県税クラウドサービスには、税務事務に関係のない情報を保有しない。 ・ 住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバーや国税連携システムと税務電算システムとは直接接続しない。また、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバーや国税連携システムからは、税務事務に必要な情報のみを入手する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・ 県税クラウドサービスを使用する必要がある職員、委託先を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 ・ 県税クラウドサービスと庁内ネットワークとはFWで接続制限を行い、不正なアクセスを防止している。 ・ 税務電算システムのアクセスログを採取し、管理している。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	(1) ID/パスワードの発行管理 ・ 部署及び業務別にアクセス権限を管理している。 ・ 業務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかを確認し、業務に必要なアクセス権限のみを付与している。 (2) 失効管理 ・ 権限を有していた職員の異動退職情報をID管理担当者が確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・ パスワードは定期的に変更している。 ・ ユーザーIDやアクセス権については、ID管理担当者が異動退職等の情報を随時確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権を変更又は削除している。

特定個人情報の使用の記録		[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
	具体的な方法	・ システムの操作の記録をログとして記録し、管理している。 ・ 不正なアクセスがあった恐れのあるときは、ログを解析し、操作者を特定することができる。	
その他の措置の内容		無線LAN経由でのアクセスを許可しない。	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容		業務外利用の禁止等や、業務情報の漏えい等について、庁内の情報セキュリティ研修や定期的な会議等を通じて周知徹底を図っている。 また、情報セキュリティ自己点検を実施する際にセキュリティ研修用テキストを確認するよう、毎年指導している。	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容		・ 県税クラウドサービスに接続しているPCについては、ファイルの書き出し防止のため、USBの接続制限を行っている。 ・ 委託先には契約で情報の複製及び持ち出しを禁じている。	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク			
情報保護管理体制の確認		<富山県における措置> ・ 税務電算システムを維持管理する委託事業者には、あらかじめ委託業務の実施における富山県の秘密の保持に関し、誓約書を提出させ、委託業務の実施における富山県の秘密の保持に関し講ずべき措置に関する方針及び内容について、確認する。 <国税連携システム(eLTAX)における措置> ・ 国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、地方税共同機構が認定委託先事業者の認定等に関する要綱に基づき認定した事業者に委託している。当該事業者は、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定に適合したセキュリティ対策が確保されると認められ、ISMS認証を取得している。また、地方税共同機構による情報セキュリティ監査が実施されており、監査結果についての報告を受けている。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限		[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
	具体的な制限方法	<富山県における措置> ・ 業務員従事計画書の提出を義務付け、業務員を特定している。 ・ システムの使用にあたっては、業務員ごとにIDを割り当て、パスワードによる認証を行っている。 <国税連携システム(eLTAX)における措置> ・ 地方税共同機構が認定委託先事業者の認定等に関する要綱に基づき認定した事業者によって運用されている。 ・ 特定個人情報ファイルを閲覧できるサーバへのアクセスについてはアクセスできるユーザを制限している。 ・ OSには不要なユーザは登録されておらず、適切なアクセス権や不正ログインなどの確認を定期的に行っている。	

特定個人情報ファイルの取扱いの記録		☐ 記録を残している ☐ <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
	具体的な方法	<富山県における措置> ・ システムの操作の記録をログとして記録し、管理している。 ・ 不正なアクセスがあった恐れのあるときは、ログを解析し、操作者を特定することができる。 <国税連携システム(eLTAX)における措置> ・ 地方税共同機構が認定委託先事業者の認定等に関する要綱に基づき認定した事業者によって運用されている。 ・ ID及び暗証番号によりユーザー認証を行い、アクセスログを記録し定期的確認を行っている。
特定個人情報の提供ルール		☐ 定めている ☐ <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<富山県における措置> 契約書において、次の通り定めている。 ・ 委託先は、富山県の指示又は承認があるときを除き、個人情報の目的以外の利用や提供をしてはならない。 ・ 委託先は、委託従事者に対して、個人情報の適切な管理が図られるよう周知監督しなくてはならない。確認方法としては、必要に応じ、個人情報の取扱状況を委託先に報告させ、又は随時、実地に調査することができることとしている。 <国税連携システム(eLTAX)における措置> ・ 委託先から地方税共同機構から承認を得たサポート事業者に再委託を行っているが、再委託先は現地サポートなどの運用サポートのため特定個人情報を提供することはない。
	委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	契約書において、個人情報を扱う委託従事者は、県の指定する場所において業務を行うこととしている。 確認方法としては、必要に応じ、個人情報の取扱状況を委託先に報告させ、又は随時、実地に調査することができることとしている。
特定個人情報の消去ルール		☐ 定めている ☐ <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	契約書において、次の通り定めている。 ・ 委託先は、業務完了後、富山県から引き渡された個人情報を直ちに返還しなくてはならない。 ・ 委託先は、業務完了後、富山県に返還する情報を除き、自ら作成又は取得した個人情報を速やかに確実に廃棄しなくてはならない。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		☐ 定めている ☐ <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	・ 個人情報の秘密の保持 ・ 再委託の禁止 ・ 取得の制限 ・ 利用及び提供の制限 ・ 安全確保の措置 ・ 従事者への周知及び監督 ・ 複写又は複製の禁止 ・ 資料等の返還及び廃棄 ・ 取扱状況の報告及び調査 ・ 事故報告
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	契約書において、原則再委託は禁止している。ただし必要がある場合は、あらかじめ書面による承認が必要 その場合、再委託先にも委託先と同等のセキュリティに関する措置を講ずることが必要 なお、承認にあたっては、再委託先の秘密の保持に関し講ずる措置に関する方針及び内容について審査
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か		☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<国税連携システム(eLTAX)における措置> ・ 国税連携システムにおいて、国税庁及び他都道府県との間の連携については、番号法第19条第9号に基づき、特定個人情報(所得税申告書等データ及び寄附金税額控除に係る申告特例通知データ)の提供を行う。 ・ その際には、番号法第19条第9号、番号法施行令第22条等の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を記録して、7年間保存するなどの措置をとる。 ・ なお、国税庁及び他都道府県との間の連携については、本県と国税庁及び他都道府県とは、L GWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。 ・ なお、国税連携システム(eLTAX)を利用して提供する特定個人情報については、送信処理の際に、データ登録を行った職員名や送信日時、送信先団体名等が国税連携システム(eLTAX)に記録される。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<国税連携システム(eLTAX)における措置> ・ 国税連携システムで提供する特定個人情報が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく特定個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備していることを確認する。 ・ 国税連携システムで情報連携を行う場合、電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<国税連携システム(eLTAX)における措置> ・ 国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 ・ また、国税連携システムにおいて、国税庁及び他都道府県との間の連携については、本県と国税庁及び他都道府県とは、L GWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<国税連携システム(eLTAX)における措置> ・ 国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 ・ また、国税連携システムにおいて、国税庁及び他都道府県との間の連携については、本県と国税庁及び他都道府県とは、L GWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで担保している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<情報提供ネットワークシステム照会用端末の運用における措置> - 番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、利用者に対し規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> - 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 - 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の規定により、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したものの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<情報提供ネットワークシステム照会用端末の運用における措置> - 情報提供ネットワークシステム照会用端末は、権限のある職員のみが使用できるようID/パスワードにより管理され、施錠可能な執務室に配備されており、安全性が保たれている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> - 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> - 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 - 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク

	<情報提供ネットワークシステム照会用端末の運用における措置> ・ 情報提供ネットワークシステム照会用端末は、権限のある職員のみが使用できるようID/パスワードにより管理され、施錠可能な執務室に配備されており、漏えい・紛失のリスクに対応している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・ 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（＊）。 ・ 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・ 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・ 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （＊）中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・ 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・ 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・ 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5：不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6：不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・ 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・ 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・ 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・ 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・ 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・ 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	

7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない	
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない	
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容	<富山県における措置> ・ サーバが設置してあるデータセンターは、入退館の管理を厳重に行っている。 ・ サーバ機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。 ・ 停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバに無停電電源装置を付設している。 ・ 端末設置場所、記録媒体の保管場所については、施錠管理を行っている。 <国税連携システム(eLTAX)における措置> ・ 地方税共同機構が認定委託先事業者の認定等に関する要綱に基づき認定した事業者によって運用されている。 ・ サーバ設置場所には監視カメラを設置しており、入室する場合はシステム管理者の事前承認が必要。サーバラックの鍵は特定の作業者にみが取り出し可能となっている。 ・ 国税連携の受信サーバに提供データをアップロードした後は、処理した元となるデータは即時消去し、端末及び記録媒体に保存しない。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・ 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容	<富山県における措置> ・ ウィルス対策ソフトの定期的パターン更新を行っている。 ・ OSには随時セキュリティパッチを適用している。 ・ 不正アクセス防止策として、FWを導入している。 ・ 端末パソコンにおいては、USBの接続制限を行い、情報漏えい対策をしている。 <国税連携システム(eLTAX)における措置> ・ 地方税共同機構が認定委託先事業者の認定等に関する要綱に基づき認定した事業者によって運用されている。 ・ ウィルス対策ソフトを使用して、サーバを定期的にウィルスチェックをしている。また、定期的に、検証済みのパターンファイルに更新している。 ・ 外部からのアクセスに対しては、物理的にネットワークを分離することでアクセスそのものを遮断している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・ 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・ 中間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・ 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様な方法にて安全管理措置を実施している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	申告書等の情報取得の都度その内容を確認し、データの確認、更新を行う。 ただし、地方税法等の規定により提出される申告書等は、修正申告書等が提出されたとしても、当初の申告書等は、保存期間まで原本として保存しておく必要があるため、特定個人情報が古いまま保管されることがある。なお、申告書等は提出ごとに区分して管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	保管期間の過ぎた特定個人情報データは、システムで消去。紙媒体は、外部業者による溶解処理を行う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<情報システム機器破棄におけるリスクとリスクに対する措置> 情報システム機器のリース契約などにより、契約満了後、相手方の業者への機器返却後に機器内データの消去が行われず、情報流出が発生するリスクがある。 対策として、機器内部の記憶装置に係る抹消措置については、県職員立ち合いのもと物理的な破壊又は磁気的な破壊の方法により確実な履行を担保する。		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	＜富山県における措置＞ ・ 毎年、情報セキュリティポリシーに沿った情報セキュリティ対策に関する全庁的な自己点検を実施している。 ・ 税務電算システム利用者に対しては、上記に加え、県税賦課徴収事務に関連する項目について情報セキュリティ自己点検を実施している。 ＜国税連携システム(eLTAX)における措置＞ ・ 国税連携受信システムにあつては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を実施している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・ 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	＜富山県における措置＞ ・ 年1回、情報セキュリティポリシーに沿った情報セキュリティ対策が実施されているか情報セキュリティ監査(内部監査)を実施している。 ・ 税務電算システムの維持管理委託業者に対しては、年1回、庁内の当該委託事務の実施場所への実地調査を実施している。 ＜国税連携システム(eLTAX)における措置＞ ・ 国税連携システムについては、毎年度、地方税共同機構による情報セキュリティ監査が実施されている。 ・ 地方税共同機構が運営する地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、機構において、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・ 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	＜富山県における措置＞ ・ 庁内で実施するセキュリティ自己点検の中で、各自でセキュリティ研修テキストによりセキュリティ事項を確認することとしている。 ・ 庁内で情報セキュリティ研修を実施し、職員全員が定期的に受講している。 ・ 内部監査実施時に、情報セキュリティに関する指導を行っている。 ・ 委託事業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記し、秘密保持契約を締結している。 ・ 税務電算システムの維持管理委託業者に対しては、年1回の実地調査の際に、情報セキュリティに関する指導を行っている。 ＜国税連携システム(eLTAX)における措置＞ ・ 担当者を、国の指定法人である地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・ 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・ 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	
3. その他のリスク対策		
＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	富山県経営管理部法務文書課情報公開係 〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号 076-444-3111
②請求方法	指定様式による書面を提出して開示・訂正・利用停止請求を行う。
特記事項	富山県ホームページ上に、手続き、請求受付窓口等について掲載する。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	個人事業税課税台帳、不動産取得税課税台帳、自動車税課税台帳、軽油引取税納入申告書、免税軽油使用者証交付申請書、免税証交付申請書、滞納金整理票、自動車取得税申告書
公表場所	富山県ホームページ https://www.pref.toyama.jp/1103/kojinfile.html
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	富山県経営管理部税務課管理係 〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号 076-444-3180
②対応方法	問い合わせ受付時に、問い合わせに対する対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	富山県県民意見募集手続実施要綱に基づき、パブリックコメントによる意見聴取を実施。案等を富山県の情報公開総合窓口、県民サロン及び各地方県民相談室において閲覧に供するとともに、富山県のホームページに掲載し、郵便、FAX、電子メール等の手段による意見を受け付けた。
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	富山県個人情報保護審議会に諮問し、答申を得る。
③結果	特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合した評価が実施されており、かつ、当該評価書案の内容は、指針に定める評価の目的等に照らし妥当であると認められる。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目

○あて名ファイル共通番号情報、納税者情報、口座情報、利用口座情報、課税あて名情報、気付送付先情報、税理士情報、送付文書情報、納税者管理情報、納税者補記情報、返戻情報、法人番号情報、名寄せ候補情報、名寄せ除外情報、名寄せ履歴情報

○収納ファイル調定情報、法人票調定内訳情報、法人票調定内訳情報、仮収納情報、収納履歴情報、延滞金履歴情報、延滞金計算明細情報、調定納税者情報、減額履歴情報、過誤納情報、充当情報、還付加算金情報、還付加算金計算明細情報、還付委任状情報、還付情報、還付通知情報、延滞金決議情報、消込管理情報、日次統計情報、月次統計情報、歳入予算情報、更正内訳情報、口座振替情報、発行管理情報、消込キー管理情報、収納訂正情報、申告納付未確情報、還付委任状通知書用情報、個人県民税収納データ情報、滞納繰越履歴情報、調査インフォメーション情報

○滞納ファイル滞納者情報、折衝履歴情報、滞納整理履歴情報、滞納処分情報、差押財産明細情報、分納明細情報、財産管理情報、換価財産配当情報、換価財産充当情報、担当者割当条件情報、関連者情報情報、預金照会情報情報、預金照会顧客情報情報、預金照会担保等情報情報、預金照会口座情報情報、預金照会取引履歴情報、月次統計自動車税事務所別収入状況情報

○業務共通ファイル履歴管理情報、メモ管理情報、金融機関情報、住所情報、住所履歴情報、日付管理情報、郵便番号情報、要処理案件管理情報

○軽油引取税ファイル流通事業者情報、プレプリント管理情報、プレプリント予定情報、軽油調定決議情報、事業者情報、事業所管理情報、申告書別表情報、納入課税情報、納入課税エラー情報、納付課税情報

○県たばこ税ファイル道府県たばこ税課税情報、たばこ事業者情報

○不動産取得税ファイル賦課予定情報、不動産明細予定情報、不動産納税者予定情報、控除減額予定情報、前所有者予定情報、共同住宅予定情報、賦課情報、不動産明細情報、不動産納税者情報、控除減額情報、前所有者情報、共同住宅情報、徴収猶予情報、申告書情報、登録エラーリスト情報情報、再評価予定情報

○ゴルフ場利用税ファイル未申告状況情報、課税情報、市町村交付金情報、施設情報、施設別交付金明細情報、特例税率期間明細情報、報償金情報

○法人二税ファイルランキング情報、仮装経理控除情報、加算金情報、外形標準課税別表情報、外国税額明細情報、繰越欠損金明細情報、減免情報、国税申告決議情報、国税名簿情報、市町村分割明細情報、所得計算情報、租税条約控除情報、他事務所減額情報、他都道府県課税標準通知情報、地方法人特別税情報、電子申告利用届出情報、分割基準情報、分割明細情報、法人情報、法人課税情報、法人県民税情報、法人事業税情報、法人事業年度情報、利子割明細情報

○自動車二税ファイル自動車二税申告書原本情報、自動車二税申告書エラー情報情報、軽自動車取得税申告書原本情報、軽自動車取得税申告書エラー情報情報、分配データ原本情報、分配履歴情報、登録後分配データ情報、登録後分配データエラー情報情報、継続検査分配データ情報、賦課予定情報、名寄せ候補情報、車両管理情報、自動車取得税申告情報、軽自動車取得税申告情報、環境性能割申告情報、軽自動車税環境性能割申告情報、自動車税賦課情報、定期賦課帳票情報、一括納付納税者情報、一括納付対象車両情報、引抜管理情報、課税換え管理情報、所有者管理情報、継続身障減免予定情報、商品中古車減免予定情報、一括課税保留予定情報、生活路線バス減免予定情報、納税証明書発行管理情報、証明書番号管理情報、身障減免情報情報、基準額情報、突合用車両管理情報、突合用自動車税賦課情報

○個人事業税ファイル国税申告情報, 賦課予定情報, 賦課情報, 個人事業越え欠損金明細情報, 事業者付随情報, 照会用国税申告情報

○鉦区税ファイル鉦業権情報, 賦課情報, 賦課内訳情報, 一括納付管理情報, 鉦区調定決議情報, 鉦区賦課決議情報

○狩猟税ファイル狩猟税課税情報

○利子割ファイル特徴者情報, 利子割課税情報, エラー申告情報, 市町村別交付基準管理情報, 利子割市町村交付金算定情報, 利子割市町村別交付額管理情報, 特徴者履歴情報

○配当割ファイル特徴者情報, 配当割課税情報, エラー申告情報, 配当割市町村交付金算定情報, 配当割市町村別交付額管理情報

○株式等譲渡所得割ファイル特徴者情報, 譲渡割課税情報, エラー申告情報, 譲渡割市町村交付金算定情報, 譲渡割市町村別交付額管理情報

○産業廃棄物税ファイル処分場, 課税, 課税内訳

○免税証ファイル免税証明細情報, 機器設備情報, 算定交付数量情報, 使用者証管理情報, 使用者明細情報, 消費状況情報, 他府県発行分免税証情報, 販売業者情報, 免税証管理情報

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5	②システムの機能 地方団体から他の地方団体に対して、所得税申告書等データを回送する。	②システムの機能 地方団体から他の地方団体に対して、所得税申告書等データ及び寄附金税額控除に係る申告特例通知データを回送する。	事前	「寄附金税額控除に係る申告特例通知」電子化の開始
平成31年1月21日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署	②所属長 税務課長 廣島 伸一	②所属長の役職名 課長	事後	様式変更による修正
平成31年1月21日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	(備考) ①f 他の都道府県に対して所得税申告書等データを団体間回送	(備考) ①f 他の地方団体に対して所得税申告書等データ及び寄附金税額控除に係る申告特例通知データを団体間回送	事前	「寄附金税額控除に係る申告特例通知」電子化の開始
平成31年1月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託の有無 [委託する] (6)件 記載なし	委託の有無 [委託する] (7)件 委託事項7 富山県税務帳票印刷等業務委託 ①委託内容 税務帳票の印刷・裁断・圧着業務を委託するもの。 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 [特定個人情報ファイルの一部] 対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] 対象となる本人の数 [県税に係る納税者及び課税調査対象者] その妥当性 公平で適正な課税、効率的な徴収、滞納整理を目的として必要な範囲の特定個人情報を保有している税務電算システムの帳票印刷業務を行うため、県税に係る納税者及び課税調査対象者の情報を取り扱う必要がある。 ③委託先における取扱者数 [10人未満] ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 専用線 ⑤委託先名の確認方法 富山県情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認できる。 ⑥委託先名 北陸コンピュータ・サービス株式会社 ⑦再委託の有無 [再委託しない]	事後	富山県税務帳票印刷等業務の外部委託の開始

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月21日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	記載なし	提供先2 他自治体の長(都道府県及び市区町村) ①法令上の根拠 地方税法附則第7条第5項及び第12項 ②提供先における用途 寄附金税額控除に係る申告特例通知書: 個人住民税の賦課決定に利用するため。 ③提供する情報 寄附金税額控除に係る申告特例通知書: 寄附金額及び住所、氏名等 ④提供する情報の対象となる本人の数 [1万人未満] ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 寄附金税額控除に係る申告特例通知書: 寄附金税額控除に係る申告の特例の対象となる寄附をした者 ⑥提供方法 その他(LGWAN) ⑦時期・頻度 寄附金税額控除に係る申告特例通知書: 1月	事前	「寄附金税額控除に係る申告特例通知」電子化の開始
平成31年1月21日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託先や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法 ・ 国税連携システムにおいて、国税庁及び他都道府県との間の連携については、番号法第19条 第8号に基づき、特定個人情報(所得税申告書等データ)の提供を行う。 記載なし	特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法 ・ 国税連携システムにおいて、国税庁及び他都道府県との間の連携については、番号法第19条 第8号に基づき、特定個人情報(所得税申告書等データ及び寄附金税額控除に係る申告特例通知データ)の提供を行う。 ・なお、国税連携システム(eLTAX)を利用して提供する特定個人情報については、送信処理の際に、データ登録を行った職員名や送信日時、送信先団体名等が国税連携システム(eLTAX)に記録される。	事前	「寄附金税額控除に係る申告特例通知」電子化の開始
平成31年1月21日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	⑤物理的対策 具体的な対策の内容 記載なし	⑤物理的対策 具体的な対策の内容 国税連携の受信サーバに提供データをアップロードした後は、処理した元となるデータは即時消去し、端末及び記録媒体に保存しない。	事前	「寄附金税額控除に係る申告特例通知」電子化の開始

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月4日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム2 [○] その他（中間サーバ、既存業務システム）	システム2 [○] その他（中間サーバ）	事後	重要な変更にあたらない変更（接続対象の修正）
令和2年3月4日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム3 [○] その他（既存業務システム）	システム3 [] その他（ ）	事後	重要な変更にあたらない変更（接続対象の修正）
令和2年3月4日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム5 ②システムの機能 ・国税連携システムには ① 国税庁から、一般社団法人地方税電子化協議会が運営管理する地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、所得税申告書等の電子データを受領する。	システム5 ②システムの機能 ・国税連携システムには ① 国税庁から、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、所得税申告書等の電子データを受領する。	事後	重要な変更にあたらない変更（組織名の変更）
令和2年3月4日	II ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用	③入手の時期・頻度 ・自動車税及び自動車取得税 申告を受け付けた度 毎日	③入手の時期・頻度 ・自動車税 申告を受け付けた度 毎日	事後	重要な変更にあたらない変更（自動車取得税の廃止）
令和2年3月4日	II ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項2 自動車税及び自動車取得税申告書照合補助等業務 ①委託内容 ・自動車税申告書及び自動車取得税申告書と自動車検査証との照合事務補助 ・自動車税申告書及び自動車取得税申告書の税額確認及び照合事務補助 ・自動車税申告書及び自動車取得税申告書の証紙代金収納計器による表示の陰影確認事務補助 ・自動車税申告書及び自動車取得税申告書の整理及び集計事務補助 ～中略～ ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 自動車税及び自動車取得税に係る納税者 ～中略～ 自動車税及び自動車取得税申告書の審査業務	委託事項2 自動車税申告書照合補助等業務 ①委託内容 ・自動車税申告書と自動車検査証との照合事務補助 ・自動車税申告書の税額確認及び照合事務補助 ・自動車税申告書の証紙代金収納計器による表示の印影確認事務補助 ・自動車税申告書の整理及び集計事務補助 ～中略～ ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 自動車税に係る納税者 ～中略～ 自動車税申告書の審査業務	事後	重要な変更にあたらない変更（自動車取得税の廃止、誤字（印影）の修正）
令和2年3月4日	II ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 個人事業税、軽油引取税、不動産取得税および自動車二税の納税者の一部	委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 個人事業税、軽油引取税、不動産取得税及び自動車税の納税者の一部	事後	重要な変更にあたらない変更（自動車取得税の廃止）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月4日	Ⅱファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)	[○] 提供を行っている (1)件	[○] 提供を行っている (2)件	事後	重要な変更にあたらない変更 (誤表記の修正)
令和2年3月4日	Ⅱファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)	番号法第19条第12号	番号法第19条第9号	事後	重要な変更にあたらない変更 (項番の修正)
令和2年3月4日	Ⅱファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去	①保管場所 ＜富山県における措置＞ ・ サーバは、庁内でセキュリティカードにて入退 室管理が行われている部屋に設置した施錠可 能なラックに保管。	①保管場所 ＜富山県における措置＞ ・ サーバは入退館管理が行われているデータ センターに設置した施錠可能なラック内に保管。	事後	重要な変更にあたらない変更 (庁内からデータセンターへの サーバの移設(リスクの軽減) に伴う修正)
令和2年3月4日	(別添2)ファイル記録項目	記載なし	(マイナンバー管理マスタ) マイナンバー,履歴通番,個人法人区分,氏名名 称カナ,氏名名称漢字,氏名名称漢字桁あふれフ ラグ,組織区分コード,表示位置コード,郵便番号 1,郵便番号2,都道府県コード,市町村コード,町 字コード,丁目コード,番地漢字,方書漢字,住所漢 字,住所漢字桁あふれフラグ,外国人漢字名,外 国人漢字名桁あふれフラグ,外国人通称名,外国 人通称名桁あふれフラグ,生年月日,死亡年月 日,性別,納通表示有無フラグ,真正性確認済フラ グ,変更前マイナンバー,変更後マイナンバー,統 一利用者番号,登録年月日,変更年月日 (マイナンバー履歴) マイナンバー管理マスタと同様のレイアウト (あて名マイナンバー変換テーブル) あて名番号,身体障害者等番号,使用者番号,マ イナンバー,個人法人区分,真正性確認年月日 (あて名マイナンバー変換ワーク) あて名番号,税目コード,納税者番号,マイナン バー,個人法人区分,登録番号,作成年月日,帳票 番号,連番 (あて名住所管理テーブル) あて名番号,通番,氏名名称漢字,組織区分コー ド,表示位置コード,都道府県コード,市町村コード, 町字コード,丁目コード,番地漢字,方書漢字 (あて名備考テーブル) あて名番号,あて名備考,個人情報保護フラグ,個 人情報保護事由	事後	重要な変更にあたらない変更 (マイナンバー対応)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月4日	(別添2)ファイル記録項目	<<個人事業税>> (納税者賦課トラン) 共通番号(個人番号)	<<個人事業税>> (納税者賦課トラン) マイナンバー	事後	重要な変更にあたらない変更 (名称変更)
令和2年3月4日	(別添2)ファイル記録項目	<<自動車二税>> (自動車申告書軽以外トラン) 共通番号(個人番号)	<<自動車税>> (自動車申告書軽以外トラン) マイナンバー	事後	重要な変更にあたらない変更 (名称変更、自動車取得税の 廃止)
令和2年3月4日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2.特定個人情報の入手(情報 提供ネットワークシステムを通 じた入手を除く。)	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	重要な変更にあたらない変更 (項番の修正)
令和2年3月4日	Ⅲリスク対策(プロセス) 4.特定個人情報ファイルの取 り扱いの委託	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	重要な変更にあたらない変更 (組織名の変更)
令和2年3月4日	Ⅲリスク対策(プロセス) 5.特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワー クシステムを通じた提供を除 く。)	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	重要な変更にあたらない変更 (項番の修正)
令和2年3月4日	Ⅲリスク対策(プロセス) 5.特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワー クシステムを通じた提供を除 く。)	番号法施行令第23条	番号法施行令第22条	事後	重要な変更にあたらない変更 (項番の修正)
令和2年3月4日	Ⅲリスク対策(プロセス) 5.特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワー クシステムを通じた提供を除 く。)	番号法施行規則第20条第2号	番号法施行規則第20条第3号	事後	重要な変更にあたらない変更 (項番の修正)
令和2年3月4日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6.情報提供ネットワークシス テムとの接続	番号法別表第2及び第19条第14号	番号法別表第2及び第19条第15号	事後	重要な変更にあたらない変更 (項番の修正)
令和2年3月4日	Ⅲリスク対策(プロセス) 7.特定個人情報の保管・消去	リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リス ク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容 <富山県における措置> ・ サーバが設置してある部屋は、セキュリティ カードにより入退室管理されている。	リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リス ク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容 <富山県における措置> ・ サーバが設置してあるデータセンターは、 入退館の管理を厳重に行っている。	事後	重要な変更にあたらない変更 (庁内からデータセンターへの サーバの移設(リスクの軽減) に伴う修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月4日	Ⅲリスク対策(プロセス) 7.特定個人情報の保管・消去	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	重要な変更にあたらない変更 (組織名の変更)
令和2年3月4日	Ⅲリスク対策(プロセス) 7.特定個人情報の保管・消去	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 記載なし	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 ＜情報システム機器破棄におけるリスクとリスクに対する措置＞ 情報システム機器のリース契約などにより、契約満了後、相手方の業者への機器返却後に機器内データの消去が行われず、情報流出が発生するリスクがある。 対策として、機器内部の記憶装置に係る抹消措置については、県職員立ち合いのもと物理的な破壊又は磁気的な破壊の方法により確実な履行を担保する。	事後	重要な変更にあたらない変更 (他県での情報流出事案をふまえた修正)
令和2年3月4日	Ⅳリスク対策(その他) 1.監査	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	重要な変更にあたらない変更 (組織名の変更)
令和2年3月4日	Ⅳリスク対策(その他) 2.従業者に対する教育・啓発	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	重要な変更にあたらない変更 (組織名の変更)
令和2年3月4日	Ⅴ開示請求、問合せ	自動車取得税申告書	記載なし	事後	重要な変更にあたらない変更 (自動車取得税の廃止)
令和2年3月4日	Ⅵ評価実施手続 1.項目評価	①実施日 平成26年11月28日	①実施日	事後	重要な変更にあたらない変更 (評価再実施に伴う変更)
令和2年3月4日	Ⅵ評価実施手続 2.国民・住民からの意見の聴取	②実施日・期間 平成26年12月10日 から 平成27年1月9日 まで(31日間)	②実施日・期間 令和2年1月9日 から 令和2年2月7日 まで(30日間)	事後	重要な変更にあたらない変更 (評価再実施に伴う変更)
令和2年3月4日	Ⅵ評価実施手続 2.国民・住民からの意見の聴取	④主な意見の内容 リスク管理について、マイナンバー制度を利用する際の情報漏えいで県民の不利益にならないようにするために確認されたほうが良い。	④主な意見の内容 提出された意見は特になし。	事後	重要な変更にあたらない変更 (評価再実施に伴う変更)
令和2年3月4日	Ⅵ評価実施手続 2.国民・住民からの意見の聴取	⑤評価書への反映 意見を踏まえ、リスク管理について再度確認を行った。評価書への反映は特になし。	⑤評価書への反映 評価書への反映は特になし。	事後	重要な変更にあたらない変更 (評価再実施に伴う変更)
令和2年3月4日	Ⅵ評価実施手続 3.第三者点検	①実施日 平成27年2月26日、平成27年3月18日	①実施日 令和2年2月21日	事後	重要な変更にあたらない変更 (評価再実施に伴う変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月4日	VI評価実施手続 3.第三者点検	③結果 特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合した評価が実施されており、かつ、当該評価書の内容は、指針に定める評価の目的等に照らし妥当であると認められる。	③結果 特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合した評価が実施されており、かつ、当該評価書案の内容は、指針に定める評価の目的等に照らし妥当であると認められる。	事後	重要な変更にあたらない変更 (評価再実施に伴う変更)
令和3年9月30日	IIファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	⑥委託先名 富士通株式会社	⑥委託先名 富士通Japan株式会社	事後	重要な変更にあたらない変更 (組織名の変更)
令和3年9月30日	IIファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	⑥委託先名 TIS株式会社	⑥委託先名 株式会社インテック	事後	重要な変更にあたらない変更 (組織名の変更)
令和3年9月30日	V開示請求、問合せ 1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	①請求先 富山県経営管理部文書総務課情報公関係	①請求先 富山県経営管理部総務課情報公関係	事後	重要な変更にあたらない変更 (組織名の変更)
令和3年9月30日	I 基本状況 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠 ・ 番号法第19条第7号 別表第二の28の項	②法令上の根拠 ・ 番号法第19条第8号 別表第二の28の項	事後	番号法改正に伴う変更
令和4年11月8日	IIファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	⑦再委託の有無 再委託する	⑦再委託の有無 再委託しない	事後	再委託の取りやめ
令和4年11月8日	IIファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	⑧再委託の許諾方法 契約書において、再委託を禁止している。ただし必要がある場合は、あらかじめ書面による承認を必要としている。その場合、再委託先にも委託先に準じたセキュリティに関する措置を講ずることを必要としている。 なお、承認にあたっては、再委託先の秘密の保持に関し講ずる措置に関する方針及び内容について確認している。		事後	再委託の取りやめ
令和4年11月8日	IIファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	⑨再委託事項 搬送業務		事後	再委託の取りやめ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月13日	I 基本情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容		④ 納税者の意思表示があった場合に限り、公金受取口座登録システムより口座情報を照会	事前	公金受取口座情報連携運用開始前
令和5年1月13日	I 基本情報 2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6		①システムの名称 公金受取口座登録システム ②システムの機能 ・公金受取口座登録制度に基づき、納税者が事前に登録した口座情報をもとに還付手続き等を行うため使用する。 ・納税者本人の意思表示がある場合に限り、情報提供ネットワークシステムを経由し、口座情報を取得する。 ③他システムとの接続 情報提供ネットワークシステム	事前	公金受取口座情報連携運用開始前
令和5年1月13日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 (備考)	②c 情報提供ネットワークシステムを利用して、障害者手帳関係情報や生活保護受給情報、県民税課税情報を照会し、減免等に合致するか確認。	②c 情報提供ネットワークシステムを利用して、障害者手帳関係情報や生活保護受給情報、県民税課税情報、口座情報を照会し、減免、還付等の処理に利用する。	事前	公金受取口座情報連携運用開始前
令和5年1月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 3特定個人情報の入手・使用 ①入手元	行政機関・独立法人等(国税庁)	行政機関・独立法人等(国税庁、デジタル庁)	事前	公金受取口座情報連携運用開始前
令和5年1月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 3特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	・ 税の減免に関する事務 申請を受け付けた都度	・ 税の減免、還付に関する事務 申請を受け付けた都度	事前	公金受取口座情報連携運用開始前
令和5年1月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性		・公金受取口座を用いた還付については、本人の意思表示を前提とし、これがあった場合に限り情報提供ネットワークサービスを通じて口座情報を入手する。	事前	公金受取口座情報連携運用開始前
令和7年2月17日	I 基本情報 5.個人番号の利用 ②法令上の根拠	・ 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一の16の項 ・ 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・ 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表の24の項 ・ 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	重要な変更にあたらない変更 (項番の修正)
令和7年2月17日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・ 番号法第19条第8号 別表第二の28の項 ・ 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第21条	・ 番号法第19条第8項 別表24、及び133の項 ・ 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表第49項	事後	重要な変更にあたらない変更 (項番の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 富山県税務帳票等業務委託	⑦再委託の有無 再委託しない	⑦再委託の有無 再委託する ⑧再委託の許諾方法 契約書において、再委託を禁止している。ただし必要がある場合は、あらかじめ書面による承認を必要としている。その場合、再委託先にも委託先に準じたセキュリティに関する措置を講ずることを必要としている。 ⑨再委託事項 配送業務	事後	再委託の開始が令和6年1月15日のため
令和7年2月17日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6.情報提供ネットワークシステムとの接続	番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の規定により、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	重要な変更にあたらない変更 (項番の修正)
令和7年2月17日	Ⅴ開示請求、問い合わせ ④個人情報ファイル簿の公表公表場所	富山県ホームページ http://www2.pref.toyama.jp/lstmng/	富山県ホームページ https://www.pref.toyama.jp/1103/kojinfile.html	事後	重要な変更にあたらない変更
令和7年2月17日	Ⅵ 評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	令和5年1月13日	令和7年2月14日	事後	重要な変更にあたらない変更 (評価再実施に伴う変更)
令和7年2月17日	Ⅵ 評価実施手続 2.国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	令和2年1月9日 から 令和2年2月7日 まで (30日間)	令和6年12月19日 から 令和7年1月17日 まで (30日間)	事後	重要な変更にあたらない変更 (評価再実施に伴う変更)
令和7年2月17日	Ⅵ 評価実施手続 3.第三者点検 ②実施日	令和2年2月21日	令和7年1月20日	事後	重要な変更にあたらない変更 (評価再実施に伴う変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 ①システムの名称	税務電算システム	税務電算システム(県税クラウドサービス)	事前	クラウドサービス導入による見直し
	I 基本情報 2 システム5 ②システムの機能	(2) 地方団体から他の地方団体に対して、所得税申告書等データ及び寄附金税額控除に係る申告特例通知データを回送する等の機能がある。	② 地方団体から他の地方団体に対して、当該データを回送する等の機能がある。	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。
	I 3特定個人情報ファイル名	税務電算システムデータベースファイル	県税クラウドサービスデータベースファイル	事前	クラウドサービス導入による見直し
	(別添1)事務内容	略	略	事前	クラウドサービス導入による見直し
	II 1特定個人情報ファイル名	税務電算システムデータベースファイル	県税クラウドサービスデータベースファイル	事前	クラウドサービス導入による見直し
	II 4委託事項1	税務電算システム維持管理業務	県税クラウドサービス維持管理業務	事前	クラウドサービス導入による見直し
	II 4委託事項1 ①委託内容	公平で適正な課税、効率的な徴収、滞納整理に取り組むために必要な税務電算システムを、維持管理するために委託するもの。	公平で適正な課税、効率的な徴収、滞納整理に取り組むために必要な県税クラウドサービスを、維持管理するために委託するもの。	事前	クラウドサービス導入による見直し
	II 4委託事項1 ②その妥当性	公平で適正な課税、効率的な徴収、滞納整理を目的として必要な範囲の特定個人情報を保有している税務電算システムの維持管理を行うため、県税に係る納税者及び課税調査対象者の情報を取り扱う必要がある。	公平で適正な課税、効率的な徴収、滞納整理を目的として必要な範囲の特定個人情報を保有している県税クラウドサービスの維持管理を行うため、県税に係る納税者及び課税調査対象者の情報を取り扱う必要がある。	事前	クラウドサービス導入による見直し
	II 4委託事項1 ④委託先への特定個人情報	税務電算システム	総合行政ネットワーク(LGWAN)回線	事前	クラウドサービス導入による見直し
	II 4委託事項1 ⑦委託先名	富士通Japan株式会社	株式会社 NTTデータ	事前	クラウドサービス導入による見直し
	II 4委託事項1 ⑨再委託事項	障害対応、システム運用支援、ネットワーク監視、アプリケーション保守、ドキュメント管理の一部	県税クラウドサービスの運用維持管理業務の一部	事前	クラウドサービス導入による見直し
	II 4委託事項5	自動車税納税通知書作成・発送等業務	富山県納税通知書等作成業務委託契約	事前	クラウドサービス導入による見直し
	II 4委託事項7	委託事項7	削除	事前	クラウドサービス導入による見直し
	II 4委託事項5 ①委託内容	税務帳票の印刷・裁断・圧着業務を委託するもの。	税務帳票の印刷・裁断・圧着・発送業務を委託するもの。	事前	クラウドサービス導入による見直し
	II 4委託事項5 ②対象となる本人の範囲	自動車税に係る納税者	県税に係る納税者及び課税調査対象者	事前	クラウドサービス導入による見直し
	II 4委託事項5 ②その妥当性	大量に出力される通知書等を迅速に封かんし、できるだけ迅速に住民に発送する必要があることから、当該業務に必要な機器を保有し、大量な業務を他の業務と区画された施設で所定の期間内に処理が可能な業者に委託する。	公平で適正な課税、効率的な徴収、滞納整理を目的として必要な範囲の特定個人情報を保有している税務電算システムの帳票印刷業務を行うため、県税に係る納税者及び課税調査対象者の情報を取り扱う必要がある。	事前	クラウドサービス導入による見直し
	II 4委託事項5 ③委託先における取扱者数	10人未満	10人以上50人未満	事前	クラウドサービス導入による見直し
	II 4委託事項5 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	電子記録媒体	専用線	事前	クラウドサービス導入による見直し
	II 4委託事項5 ⑥委託先名	北陸コンピュータ・サービス株式会社	株式会社富山フォーム印刷	事前	クラウドサービス導入による見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 4委託事項5 ⑨再委託	再委託しない	再委託する 契約書において、再委託を禁止している。ただし 必要がある場合は、あらかじめ書面による承認 を必要としている。その場合、再委託先にも委 託先に準じたセキュリティに関する措置を講ず ることを必要としている。 印字データの授受	事前	クラウドサービス導入による見 直し
	Ⅱ 6 ①保管場所	<富山県における措置> ・サーバは入退館管理が行われているデータセンターに設置した施錠可能なラック内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。 ・申請書等の紙媒体については、施錠管理できる部屋で保管管理する。 <国税連携システム(eLTAX)における措置> ・国税連携システム(eLTAX)の受信サーバは、有人による監視や入退館装置による管理をしている建物の中で、さらに生体認証による入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置した施錠可能なラック内に保管する。 ・また、サーバ室の入退室については、システム管理者が許可した者に限定しており、サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。	<県税クラウドサービスにおける措置> ・データセンターは国内にあり、委託業者により24時間365日有人監視・監視カメラでの監視を実施している。 ・県税クラウドサービスにアクセスできる環境への入室は、IDカード、指紋認証による多要素認証にて入室を制限し、入退室はすべて記録している。 ・データセンター内の全ての機器はラックに搭載され、ラックは常時施錠している。 ・サーバ室等への入退室をする際は、データの漏えい防止のため、電子記録媒体や携帯電話等の不要な機器の持ち込みは禁止している。 ・バックアップデータは、バックアップセンターにて当該システムの担当者のみアクセスできるサーバに保管しており、データセンターと同等のセキュリティである。 <国税連携(eLTAX)システムにおける措置> ・地方税共同機構が認定した委託先事業者所有のデータセンター内に設置され、認定委託先事業者の社員が24時間365日運用監視している。 ・データセンター内は、全館入退館管理システムおよびビデオカメラにより常時監視され、サーバ室入り口扉では生体認証を採用している。 ・全ての機器はラックに搭載され、ラックは常時施錠している。 ・バックアップデータは、当該システム専用のNAS(Network Attached Storage)または磁気テープ媒体に保管している。	事前	クラウドサービス導入による見 直し
	(別添2)ファイル記録項目	略	略	事前	クラウドサービス導入による見 直し
	Ⅲ3 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・ 税務電算システムには、税務事務に関係のない情報を保有しない。	・ 県税クラウドサービスには、税務事務に関係のない情報を保有しない。	事前	クラウドサービス導入による見 直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ3 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	・ 税務電算システムを使用する必要がある職員、委託先を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 ・ 税務電算システムと庁内ネットワークとはFWで接続制限を行い、不正なアクセスを防止している。 ・ 税務電算システムのアクセスログを採取し、管理している。 ・ OSのユーザ権限を制限することにより、PCへのアプリケーションのインストールを制限している。	・ 県税クラウドサービスを使用する必要がある職員、委託先を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 ・ 県税クラウドサービスと庁内ネットワークとはFWで接続制限を行い、不正なアクセスを防止している。 ・ 税務電算システムのアクセスログを採取し、管理している。 ・ OSのユーザ権限を制限することにより、PCへのアプリケーションのインストールを制限している。	事前	クラウドサービス導入による見直し
	Ⅲ3 リスク4 リスクに対する措置の内容	・ 税務電算システムに接続しているPCについては、ファイルの書き出し防止のため、USBの接続制限を行っている。	・ 県税クラウドサービスに接続しているPCについては、ファイルの書き出し防止のため、USBの接続制限を行っている。	事前	クラウドサービス導入による見直し